

令和6年度 八潮市住宅用太陽光発電システム等 設置費補助金のご案内

八潮市では、再生可能エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、対象設備の設置に対し、補助金を交付します。

申請期間

令和6年5月10日（金曜日）から令和7年3月21日（金曜日）まで

※ 先着順に受付し、予算枠に達し次第受付を締め切ります。

※ 設置工事完了後の申請です。

申請方法

環境リサイクル課（本庁舎3階）窓口へ直接提出してください。

※ 業者の方が提出する場合は、委任状をご提出ください。



補助金の額 ※併用可能

太陽光発電システム（1kW以上10kW未満）	3万円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	1万円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	1万円
蓄電池システム	5万円
電気自動車等充電設備（V2H）	5万円
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリット給湯器）	1万円

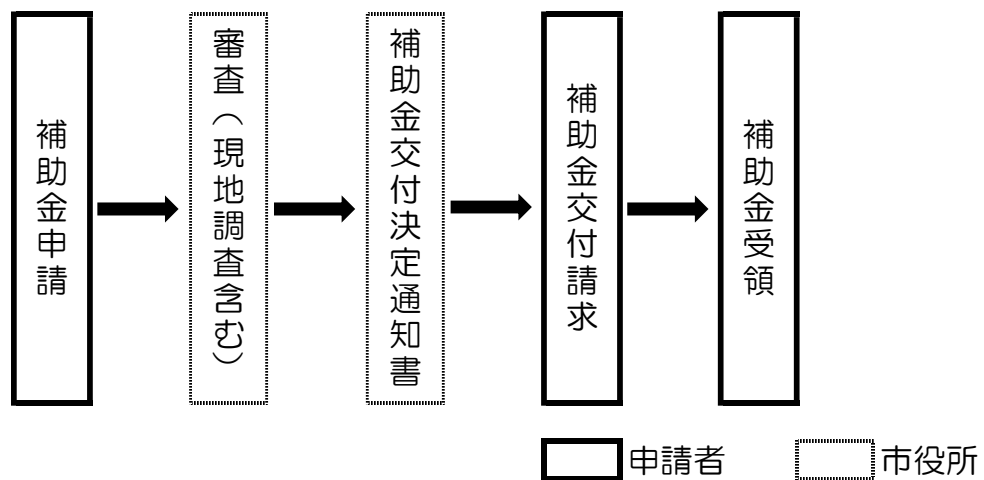
補助対象者（次の条件をすべて満たす方が対象です）

- 太陽光発電システムを設置した場合にあっては、**令和5年4月1日から令和7年3月20日までに電気事業者と特定契約を締結した方**
- 太陽光発電システム以外の補助対象設備においては、**令和5年4月1日から令和7年3月20日までに購入かつ設置した方**
- 八潮市民である方
- 市税を滞納していない方
- 自らが居住する住宅に補助対象設備を設置した方
（併用住宅の場合は、居住用部分の床面積が総床面積の1/2以上を占めている場合に限りです。）
- この要綱による補助金の交付を**同一の対象設備において**受けたことがない方

申請時に必要な書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②設置場所の案内図（地図等）
- ③設置工事請負契約書の写し
- ④設置に係る図面（太陽光については、太陽電池モジュールの配列を示す図面）
- ⑤仕様・規格等が判別できる書類（仕様書・カタログ等）
- ⑥設置工事に要した費用の領収書及び明細書（参考様式1でも可）の写し
- ⑦設置完了後の現況写真
- ⑧太陽光発電システムを設置した場合にあっては、電気事業者と特定契約を締結したことを証明する書類
- ⑨市税完納証明書（居住者全員のもの、発行後1箇月以内のもの）
- ⑩住民票の写し（世帯全員のもの、発行後3箇月以内のもの）
- ⑪未使用品であることを証明できる書類（保証書の写しまたは参考様式2、太陽電池モジュールの製造番号及び出力対比表は不可）
- ⑫その他市長が必要と認める書類

手続きの流れ



※必要に応じて、発電量・買電量の報告を求められることがありますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページ及び要綱をご覧ください。

申請書の提出・問い合わせ先

八潮市 生活安全部 環境リサイクル課
電話048-996-2111（内線338）

